各 { 都 道 府 県 保健所設置市 衛生主管部(局)御中 特 別 区 }

厚生労働省新型コロナウイルス感染症 対策推進本部

保健所の業務継続のための体制整備について (健診関係団体との連携強化)

保健所の体制整備については、既に「保健所の業務継続のための体制整備について」(令和2年3月13日付け事務連絡)、「保健所の業務継続のための体制整備について(補足)」(令和2年3月17日付け事務連絡)、「保健所の体制強化のためのチェックリストについて」(令和2年4月4日付け事務連絡)、「保健所の体制強化のためのチェックリストについて(補足/全庁的な対応のお願い)」(令和2年4月6日付け事務連絡)により、各自治体において全庁的に取り組んでいただくようお願いをしているところです。

今般、保健所の体制整備のための外部委託先の確保や、臨時職員として雇用する専門職の確保が更に円滑に進むよう、下記のとおり厚生労働省から健診関係団体宛てに、協力依頼の事務連絡を発出しました。つきましては、各健診関係団体の地方支部や、管内の健診機関等とも調整の上、引き続き保健所の体制整備に取り組んでいただきますようお願いいたします。

なお、各健診関係団体の地方支部等の事情により、協力が得られるか否か、また協力が得られる場合の協力内容等は異なるため、地方支部や健診機関等と個別に御相談いただくようお願いします。

- 別添1 「保健所の業務継続のための体制整備について(協力依頼)」(公益財団法人日本対がん協会宛て令和2年4月17日付け事務連絡)
- 別添2 「保健所の業務継続のための体制整備について(協力依頼)」(公益財団法人結 核予防会宛て令和2年4月17日付け事務連絡)
- 別添3 「保健所の業務継続のための体制整備について(協力依頼)」(公益社団法人全 国労働衛生団体連合会宛て令和2年4月17日付け事務連絡)

事 務 連 絡 令和2年4月17日

公益財団法人日本対がん協会 会長 垣添 忠生 様

> 厚生労働省新型コロナウイルス感染症 対策推進本部

保健所の業務継続のための体制整備について(協力依頼)

新型コロナウイルス感染症対策においては、帰国者・接触者相談センターの設置や積極的疫学調査の実施等により保健所の業務が増大しているところであり、都道府県、保健所設置市及び特別区(以下「都道府県等」という。)における保健所の体制整備が求められています。

これまで厚生労働省としては、

- ・帰国者・接触者相談センターの業務の全部又は一部について外部委託することを可能 とする
- ・積極的疫学調査等に必要となる人員として臨時職員を雇用する場合などに国からの財 政支援を実施する

等の取組を行ってきたところですが、保健所においては、外部委託先の確保や、臨時職員として雇用する専門職の確保が難しい状況にあります。

つきましては、貴会支部において、下記の保健所業務の受託や、所属する医師、保健師等の専門職の保健所への応援派遣等について御協力をいただけるよう、よろしくお取り計らい願います。

なお、貴会に御協力いただける場合には、厚生労働省より都道府県等の衛生主幹部(局) 宛てにその旨を周知するとともに、貴会支部と連携を図っていただきたい旨の事務連絡 を発出する予定なので申し添えます。

- ・ 電話相談業務(帰国者・接触者相談センター、コールセンター等)
- 積極的疫学調査業務
- 健康観察業務(濃厚接触者、自宅療養又は宿泊療養中の軽症者等)
- 患者・疑似症患者の移送業務
- PCR検査に係る業務(検体採取、検体搬送等)
- その他専門職による対応が必要となる保健所業務

事 務 連 絡 令和2年4月17日

公益財団法人結核予防会 理事長 工藤 翔二 様

> 厚生労働省新型コロナウイルス感染症 対策推進本部

保健所の業務継続のための体制整備について(協力依頼)

新型コロナウイルス感染症対策においては、帰国者・接触者相談センターの設置や積極的疫学調査の実施等により保健所の業務が増大しているところであり、都道府県、保健所設置市及び特別区(以下「都道府県等」という。)における保健所の体制整備が求められています。

これまで厚生労働省としては、

- ・帰国者・接触者相談センターの業務の全部又は一部について外部委託することを可能 とする
- ・積極的疫学調査等に必要となる人員として臨時職員を雇用する場合などに国からの財 政支援を実施する

等の取組を行ってきたところですが、保健所においては、外部委託先の確保や、臨時職員 として雇用する専門職の確保が難しい状況にあります。

つきましては、貴会都道府県支部において、下記の保健所業務の受託や、所属する医師、保健師等の専門職の保健所への応援派遣等について御協力をいただけるよう、よろしくお取り計らい願います。

なお、貴会に御協力いただける場合には、厚生労働省より都道府県等の衛生主幹部(局) 宛てにその旨を周知するとともに、貴会都道府県支部と連携を図っていただきたい旨の 事務連絡を発出する予定なので申し添えます。

- ・ 電話相談業務(帰国者・接触者相談センター、コールセンター等)
- 積極的疫学調査業務
- 健康観察業務(濃厚接触者、自宅療養又は宿泊療養中の軽症者等)
- 患者・疑似症患者の移送業務
- PCR検査に係る業務(検体採取、検体搬送等)
- その他専門職による対応が必要となる保健所業務

事 務 連 絡 令和2年4月17日

公益財団法人全国労働衛生団体連合会 会長 紀陸 孝 様

> 厚生労働省新型コロナウイルス感染症 対策推進本部

保健所の業務継続のための体制整備について(協力依頼)

新型コロナウイルス感染症対策においては、帰国者・接触者相談センターの設置や積極的疫学調査の実施等により保健所の業務が増大しているところであり、都道府県、保健所設置市及び特別区(以下「都道府県等」という。)における保健所の体制整備が求められています。

これまで厚生労働省としては、

- ・帰国者・接触者相談センターの業務の全部又は一部について外部委託することを可能 とする
- ・積極的疫学調査等に必要となる人員として臨時職員を雇用する場合などに国からの財 政支援を実施する

等の取組を行ってきたところですが、保健所においては、外部委託先の確保や、臨時職員として雇用する専門職の確保が難しい状況にあります。

つきましては、貴会会員機関において、下記の保健所業務の受託や、所属する医師、保 健師等の専門職の保健所への応援派遣等について御協力をいただけるよう、よろしくお 取り計らい願います。

なお、貴会に御協力いただける場合には、厚生労働省より都道府県等の衛生主幹部(局) 宛てにその旨を周知するとともに、貴会会員機関と連携を図っていただきたい旨の事務 連絡を発出する予定なので申し添えます。

- ・ 電話相談業務(帰国者・接触者相談センター、コールセンター等)
- 積極的疫学調査業務
- 健康観察業務(濃厚接触者、自宅療養又は宿泊療養中の軽症者等)
- 患者・疑似症患者の移送業務
- PCR検査に係る業務(検体採取、検体搬送等)
- その他専門職による対応が必要となる保健所業務